

千葉市教育委員会の委員に対する日額報酬の支給に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正（平成25年4月1日施行）に伴い、千葉市教育委員会の委員に対する日額報酬の支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象業務)

第2条 報酬は次の各号に掲げる場合であって、職務に従事したことが事務局職員等により確認できる業務に対し支給する。

(1) 次のいずれかに該当する公式行事に従事する場合。

ア 委員会の会議（定例会、臨時会等）へ出席する場合

イ 委員会の会議以外の会議、研修会、現地視察、式典、行事参加等に教育委員会の業務計画等に基づき、委員の職務として従事すると認められる場合

ウ 公務出張をする場合（ただし、用務に従事する日に限る。）

エ 議会の要請により本会議等へ出席する場合

(2) 前号に該当しない場合であって、委員が参集して協議を行う場合。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬はその業務を行った日の翌月の21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日等に当たるときは、順次繰り上げるものとする。

(協議)

第4条 報酬の支給方法等について疑義がある場合は、総務局長と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。